

電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令案に対して 寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方

- 意見募集期間：令和2年6月4日から同年7月3日まで
- 意見提出数：9件
- 意見提出者：以下のとおり

No.	意見提出者
1	一般社団法人情報通信エンジニアリング協会
2	一般財団法人日本データ通信協会
3	一般社団法人情報通信設備協会
4	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
5	個人A
6	個人B
7	個人C
8	個人D
9	個人E

No.	意見	意見に対する総務省の考え方	修正の有無
1	<p>工事担任者資格の分類が新しく電気通信工事を志す人にもわかりやすくなったと考えます。</p> <p>これにより、工事担任者受験者が増え、電気通信工事に従事する技能者の増加に繋がることを期待しています。</p> <p>また、すでに今回においても実現されていますが、施工管理技術者資格制度への登竜門として、若年層の受験意欲が増すような検討について、更なる進展を期待しています。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人情報通信エンジニアリング協会】</p>	<p>○本省令案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>電気通信工事に従事する者は、建設業法の資格と電気通信事業法の資格の両資格が必要であるが、今回の工事担任者規則の改正は、建設業法の資格者に対して工事担任者の試験の科目免除を認めるもので、受験者の負担の軽減に大いに資するものと期待されることから、総務省と国土交通省が連携して積極的に周知広報を図って頂くことをお願いしたい。</p> <p>また、電気通信主任技術者の大幅な試験科目の見直しは、制度創設後初めての改正であることから、指定試験機関として適切かつ公正に改正後の試験が実施できるようにご支援をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本データ通信協会】</p>	<p>○本省令案に賛成の御意見として承ります。また、御指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
3	<p>情報通信設備の施工・保守・運用などを実施する会社の団体である当協会としては、今回の法令の改正について大いに賛成します。</p> <p>特に電気通信工事を施工するに当たって、昨年度から新設された建設業法の資格取得に積極的に取り組んでいる会社が多く、建設業法の資格と電気通信事業法の資格の両方を取得する</p>	<p>○本省令案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>のに苦勞をしていますので、今回の改正で工事担任者試験科目の「電気通信技術の基礎」が免除されることは負担の軽減になります。</p> <p>また、電気通信工事に従事した実務経歴は、建設業法と同様の範囲として実務経歴で工事担任者試験科目の「端末設備の接続のための技術及び理論」の免除も可能として頂けると「法規」のみを受験・合格することで上級の工事担任者資格が取得できると更に負担の軽減になります。</p> <p>今回の改正は、建設業法の資格を持っていると工事担任者資格の取得に当たっての負担軽減ですが、逆に工事担任者資格を有していれば建設業法の資格取得の負担が軽減されるように国土交通省と連携されることを望んでおります。</p> <p>今後とも、電気通信主任技術者及び工事担任者の地位向上及び負担の軽減に関するご協力を是非ともお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人情報通信設備協会】</p>		
4	<p>通信を取り巻く環境は、技術の急激な進化と共にめまぐるしく変化しております。今回の電気通信主任技術者、及び工事担任者の資格制度見直しは、この様な環境に適合するものであるため、有効な施策であり、今回の省令改正は適当であると考えます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者にとっても、最新の環境に適合した技術スキル・ノウハウの向上につながり、安定したサービスの提供を継続することが期待出来ます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	○本省令案に賛成の御意見として承ります。	無

<p>5</p>	<p>私は</p> <p>伝送交換主任技術者 資格者証 工事担任者(アナログ・デジタル総合種) 資格者証 第一級陸上特殊無線技士 免許証 第二級海上特殊無線技士 免許証</p> <p>を所持しております。</p> <p>伝送交換主任技術者資格者証は専門的能力をデータ通信で取得しております。 伝送交換主任技術者資格者証は国家試験 4 科目すべてを受験して取得しており、工事担任者資格者証は国家試験 3 科目すべてを受験して取得しております。</p> <p>まず、国家試験の試験員の要件ですが、 「電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事経験を有するもの」 「学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者」 を追加することは試験員確保の点からも合理的と考えます。 ただし、試験員たるに相応しい素質を持つ者であることが条件として前提にあるべきと考えます。 学識レベルは無線従事者施行規則の試験員の要件と比較しても整合性があると考えます。</p>	<p>○本省令案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
----------	--	-----------------------------	----------

	<p>次に、試験科目の改定(専門的能力の削除)についてですが、反対です。</p> <p>一つ目の理由は、既存の試験制度との整合性が取れなくなる点、既存の資格者証番号制度との整合性が取れなくなる点が挙げられます。</p> <p>もう一つの理由は、「電気通信主任技術者」を名乗るに足るに相応しい専門的能力が証明されなくなる点です。</p> <p>現制度では、各々が一つ以上の専門分野を持ち、その分野に係る専門的能力を証明することにより、電気通信主任技術者資格が与えられ、専門職として業務に従事するものであります。専門的能力がどの分野に係るものかは資格者証番号によっても示されており、適材適所の配置が可能です。これが担保されないと、専門的能力を証明された人材の客観的な確保が困難になります。主任技術者が専門性に欠けることは望ましくありません。</p> <p>専門的能力については従来通り試験を行い、専門的能力を削除した新試験は電気通信主任技術者の別区分として実施すべきです。旧来の伝送交換及び線路区分は従来通りの4科目制とし、下位資格として3科目制の新試験を実施することが望ましいものと考えます。</p> <p>技術者として高度な専門性を持つことは当然必要なことであり、電気通信主任技術者国家試験から専門的能力を削除することは不適當であると結論いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○電気通信主任技術者試験に係る試験科目のうち、「専門的能力」を廃止し、そのうち伝送交換主任技術者資格者証に係るものの一部を「伝送交換設備の概要」に、線路主任技術者資格者証に係るものの一部を「線路設備の概要」にそれぞれ吸収することは、ネットワーク構成の変化等により、電気通信主任技術者に求められる知識・能力が、専門的なものからより幅広いものへと変化しているという電気通信事業者の実状を踏まえたものであり、必要な措置と考えております。</p> <p>なお、電気通信主任技術者の資格者に求められる知識及び能力の向上が図られるよう、引き続き努めて参ります。</p>	無
6	<p>電気通信工事を行うために必要な工事担任者資格をしっかりと取得してもらうために、今回の種別見直しは有効であると思う。</p>	<p>○本省令案に賛成の御意見として承ります。</p>	無

	<p>現場において、アナログ、デジタルはどちらかだけ出来れば良いというものではないので、 資格においても、アナログ、デジタルを分けず、1級、2級の2分類にするなど、 さらに技能者にとって資格取得に取り組みやすくなるような検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
7	<p>1. 平成17年総務省令第78号の附則第2条第13項の規定中「DD第1種」を「第1級デジタル通信」に、「AI・DD総合種」を「総合通信」に改正した上で、新規則の附則に追加した方が良いと思います。</p>	<p>○頂いた御意見を踏まえ、本省令附則第3条に「アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならないものとする。」旨の規定を追加します。</p>	有
	<p>2. 平成25年総務省令第4号の附則第3項の規定中「DD第1種、DD第2種又はAI・DD総合種」を「第1級デジタル通信又は総合通信」に改正した上で、新規則の附則に追加した方がよいと思います。</p>	<p>○平成 25 年総務省令第4号附則第3項では、「新規則第十条の規定の適用については、この省令の施行の日におけるデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が每秒百メガビットを超え一ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）の実務経歴の期間は、DD第一種、DD第二種又はAI・DD総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間（デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事に係るものに限る。）に通算することができる。」と規定しています。</p> <p>○本省令施行後の工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28</p>	無

	号)第 10 条の規定の適用に当たり、試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に、本省令施行前の実務経歴の期間を通算することは可能であり、これを排除していないため、原案のとおりとすることが適当であると考えております。	
3. 改正案の附則第3条第16項のについて、アナログ第1種とDD第1種又は第1級デジタル通信の組み合わせ及びデジタル第1種とAI第1種又は第1級アナログ通信の組み合わせで、総合通信の法規が免除されることになっていますが、これらは、平成17年総務省令第78号の附則第2条第4項の注記2と矛盾しているため、法規を免除するのは、アナログ第1種とデジタル第1種の組み合わせに限定した方が良くと思います。	<p>○平成 17 年総務省令第 78 号附則第2条第4項の注2では、「アナログ第一種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者の試験の免除科目は、アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受けている者の試験の免除科目と同じとする。」と規定し、同項では、アナログ・デジタル総合種の工事担任者資格者証の交付を受けている者の免除する試験科目を「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続に関する法規」と規定しています。</p> <p>○それを踏まえ、アナログ第一種、AI第一種又は第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受け、かつ、デジタル第一種、DD第一種又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者であれば、総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者の免除する試験科目(「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続に関する法規」と同一になるよう、本省令附則第3条第 16 項の規定により措置するものです。</p>	無
4. 改正案の附則第3条第4項中「第11条までの規定」を「第11条までの規定又は工事担任者規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第78号)附則第2条第4項の規定」に代えた方が良くと思います。	○頂いた御意見を踏まえ、本省令附則第3条第4項に「及び工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第七十八号)附則第二条第四項の規定」を追加します。	有
5. 改正案の附則第15項について、施行日前に旧資格(AI第2種及びDD第2種を除く。)の申請をされていて、資格者証の交付が施行日以後になる場合は新資格の資格者証を交付した方が良	○本省令施行前になされたAI第一種、AI第三種、DD第一種、DD第三種及びAI・DD総合種の工事担任者資格者証の交付の申請により、本省令施行後に工事担任者資格者証を交付する	無

	<p>と思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>場合、申請のなされた工事担任者資格者証の種類に応じ、第一級アナログ通信、第二級アナログ通信、第一級デジタル通信、第二級デジタル通信及び総合通信の工事担任者資格者証を交付します。</p>	
8	<p>意見公募の対象となっている省令案附則第3条第17項では、従来の「工事担任者資格者証については、この省令の施行後においても、なおその効力を有する」と規定されており、平成16年総務省令第44号による電気通信主任技術者規則改正(同附則第4条第1項)や、平成元年法律第67号による電波法改正(同附則第2条第1項)のように、「旧資格保有者は新資格の資格者証の交付を受けている者(免許を受けたもの)とみなす」とされていません。</p> <p>しかし、これでは現行AI・DD資格が存置されることから、工事業者は従業員が保有するAI・DD資格と新資格とを区別して管理し、顧客に施工体制を示す際に新旧いずれの資格者が区別したり、求人の際に両資格名を併記したりする必要が生じます。</p> <p>従って、新旧の工事の範囲も試験科目も変更ない資格(AI・DDそれぞれの第一種及び第三種並びに総合種)については、平成16年電気通信主任技術者規則改正や平成元年電波法改正同様、「みなす」規定とし、そのまま新資格に読み替えることとすることを提案します。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>○頂いた御意見を踏まえ、本省令附則第2条第3項を「この省令の施行の際現に旧規則第四十条の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者は、この省令の施行の日に、新規規則第四十条の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者とみなす。」旨に、本省令附則第3条第17項を「この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により次の表の上欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けている者は、この省令の施行の日に、それぞれ新工担規則第三十八条の規定により同表の下欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けた者とみなす。」旨にそれぞれ修正するとともに、その他、所要の修正を行います。</p>	有
9	<p>二点、送付します。</p> <p>1. 専門科目の試験についてはそのまま残し、試験問題選択を全範囲(線路であれば、通信設備、水底線路、通信土木の計13問)</p>	<p>○電気通信主任技術者試験に係る試験科目のうち、「専門的能力」を廃止し、そのうち伝送交換主任技術者資格者証に係るものの一部を「伝送交換設備の概要」に、線路主任技術者資格者証に係るものの一部を「線路設備の概要」にそれぞれ吸収す</p>	無

	<p>から5問、選べるようにするだけで良かったのではないでしょう か？ この場合、過去との試験科目整合性も保たれます。 概要は全員、専門は幅広く選択で問題無いと思われ、概要に統 合するメリットが見えません。</p>	<p>ることは、ネットワーク構成の変化等により、電気通信主任技術 者に求められる知識・能力が、専門的なものからより幅広いも のへと変化しているという電気通信事業者の実状を踏まえたも のであり、必要な措置と考えております。</p>	
	<p>2. 無線の専門が無くなることから、第一級陸上無線技術士の無線 工学免除が継続される事に違和感を感じます。 少なくとも、無線工学 A に関しては、免除対象外とすべきと考え ます。 【個人E】</p>	<p>○本省令施行前の無線従事者規則(平成2年郵政省令第 18 号) 別表第3号では、電気通信主任技術者試験に係る試験科目の うち、「専門的能力」において、「無線」を選択したかにかかわら ず、受験者が現に交付を受けている資格者証の種類に応じて、 免除する無線従事者国家試験の試験科目を規定しているため、 原案のとおりとすることが適当であると考えております。</p>	<p>無</p>